

養父市農業委員会

第30回会議録

令和4年3月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第30回会議録

1. 開催日時 令和4年3月24日（木曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第98号 農用地利用集積計画の承認について

議案第99号 非農地証明について

議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（11名）

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	8番 谷垣重俊	9番 西谷眞一
10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	

5. 欠席農業委員（2名）

7番 前川章 13番 圓山満

6. 出席推進委員（10名）

15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘	18番 鷹野孝一
19番 安達繁	20番 栗田匡晃	21番 林田雅美	
22番 上垣美由紀	24番 井上勝雄	25番 藤原健次	

7. 欠席推進委員（2名）

14番 小林誠 23番 森脇耕助

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 主査 東 宏樹

事務局 : それでは、ただいまより第30回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長: 皆さん、こんにちは。今日は日差しがあつて大変ありがたいんですけども、まだ養父市内を見ても田んぼでは、雪がまだ残っている田んぼもあつて、これからまだ農作業のほうも、まだ十分に始めることができないっていうのが、状況になっているのが今現状であろうというふうに思ったりします。私自身も田んぼとか畑を見ても、もうあまり乾きがよくなかって、全然中にも入れないっていう状況でありますし、それから、国内情勢を見ましても、いわゆる原油価格が高騰したりというようなことで、我々農業者にとっては、そういう燃料費等の分についても多く負担がかかってくるというようなことや、また、その関係で、いろいろと輸送関係にも出てきたりして、家畜等の飼料であるとかというようなものについても、非常に、十分に行き渡らないっていうような状況も聞いたりもしております。ひとつ、これから4月に入って、いろいろ本格的に農業していくわけですけども、大変なこともあろうかなというふうに思っております。

さて、今朝ほどは現地調査のほう、朝早くから御苦労さんになりました。ありがとうございました。今日の総会の中で、また御報告をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。それから、今日は議案事項につきましては多くはありませんけれども、後の全体協議会でもまた御審議をお願ひしたいと思ひますが、令和4年度の活動計画につきまして、またいろいろと各部会さんのほうからも御提案があろうかと思ひますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。以上です。

事務局 : それでは、会議の成立について御報告をいたします。本日出席、農業委員13名中11名の出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、10人の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されています。谷垣会長にお願いをいたします。

議長: 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、2番の山根農業委員と3番の藤原義幸農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第98号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：失礼します。1ページを御覧ください。議案第98号、農用地利用集積計画の概要です。公告日は令和4年4月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が80,317平方メートル、67筆、畑が1,684平方メートルで1筆、合計が82,001平方メートル、68筆となります。利用権の設定を受ける戸数は42戸、設定をする戸数は16戸となっています。

次に、設定する利用権の概要です。利用権の種類は使用貸借及び賃借権です。利用権の内容別では、使用貸借権が20筆、27,437平方メートル、うち新規が14筆、21,587平方メートル。うち再設定が6筆で、5,850平方メートルです。解除条件付使用貸借が18筆、27,048平方メートル。賃貸借権が2筆で2,379平方メートル、うち新規が1筆で464平方メートル。再設定が1筆で1,915平方メートル。解除条件付賃貸借権が28筆、25,137平方メートルとなっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数は、1年契約が5筆で7,214平方メートル、3年契約が9筆で15,280平方メートル、4年契約が5筆で5,475平方メートル、5年契約が46筆で51,811平方メートル。9年契約が1筆で1,357平方メートル。10年契約が2筆で864平方メートルとなっております。

各詳細につきましては、2ページ以降に記載しております。7ページの番号17が、農地所有適格法人によるものです。番号18以降が、一般法人による解除条件付のものとなっております。以上です。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、議案第98号を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長：ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第99号、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：16ページです。議案第99号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、鉄屋米地の土地1筆で、面積が30平方メートルです。所有者は鉄屋米

地の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、平成9年頃から私道として利用しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、17ページから21ページとなっております。

2番です、八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が9.91平方メートルです。所有者は神戸市東灘区の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は、昭和40年頃から宅地として利用しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、22ページから26ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の鉄屋米地の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、藤原義幸農業委員。

藤原義幸委員： 3番、藤原でございます。先ほど事務局のほうから説明があったように、17ページから21ページまでの案件となっております。17ページが、これが地図なんですけども、申請地は県道上村養父停車場線の一部となっております。18ページに航空写真が出ております。19ページが字限図となっております。20ページ、これも写真なんですけども、この赤白ポールの立っているところがその土地になります。県道からこの赤白ポールの立っているところの分が、私道として利用させてもらっているところということなんですけども、その奥の持ち主と、この手前の持ち主が違っておられますので、そこを通らせてくれとお願いしてたのが、21ページの始末書にその内容が書いてあるんですけども、これを私道として、これから先に地目変更して利用させていただきたいということで申請がありました。ということで、何とぞ承認のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。

4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。今、担当委員さんのほうから説明がございましたとおり、20ページの写真がよく分かるんですが、この道を行かないと、奥に畑等ございまして、利用しなければ農機等利用ができないというような形で今は使われているようでございまして、問題ないと確認をいたしました。以上です。

議長： 続きまして、担当推進委員の説明を求めます。

19番、安達推進委員。

安達推進委員： 安達です。午前中、現地調査に行きました。今、農業委員のお二人が言われたとおりですので、よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第99号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。22ページを御覧ください。22ページ、23ページ、この申請のあった土地の横が、昔、農業協同組合があったところで、その横の9.91平方メートルが今回の申請の土地です。司法書士のほうがちょっと来てなかったんで、ちょっと推測で申し上げるのはいかなものかとは思いますが、この農協の土地の持ち主と、それから今回申請があったとこの土地とは地主が違いまして、今回、農協の土地のほうが何かされるので、この端っこにひっついてる農地のままの土地が、ちょっと地目変更しなければいけないようになったと司法書士のほうからはちょっと聞いています。ちょっとこれを不思議に思うのは、もう相当昔の話で、下水工事のマンホールがあつたりするようなどこであるのにかから、なぜ農地のままで残っていたのかということがちょっと不思議に思う点があります。だけど、今回始末書に書いてありますように、この相続された、祖父から相続されて、相続された時点でそういうことが分かったということで、今回、このような申請になったと判断いたします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。先ほど、担当農業委員さんが言われたとおりなんですけれども、25ページの写真を見ていただけましたら、場所が分かると思います。上から1、2、3枚あります。上からつながった約9.9平方メートルの細い部分、これが農協に貸していた土地と、それから、つまり私道と、以降、またがってずっとあるわけなんですけど、これだけの道、今も言われたとおり、約57年ほ

ど前にこのように転用されている土地ということになっております。そのときの残地で、そのままになってしまったということなんだと思うんですけども、こうした事例はちょっと分からないんですけど、今から農地に復旧できるような状況でもございませんし、そんなに広い場所でもありません。約70センチ幅で約15メートルほどの公衆用道路等で、それから農協の残地になっているように見えました。農家さん、始末書も出ておりますし、今さらもう、年数もかなりたっておりますので、問題はない、もうどうしようもないんじゃないかなと思います。その辺、御審議のほうよろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第99号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第100号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 27ページを御覧ください。議案第100号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市建屋の土地1筆、面積は248平方メートルです。貸付人は横浜市泉区の方です。借受人は養父市藪崎の株式会社です。餅耕地地内で実施する急傾斜地崩壊防止工事の現場事務所を申請地内に建設することが転用の目的です。ですが、既に現場事務所は建設されているため、事後での申請となります。関連ページは28ページから34ページとなります。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 農地転用に関する許可基準から見た意見としまして、立地基準による判断につきましては、農用地区内にある農地です。農用地区内では原則転用はできま

せんが、3年以内の短期間における一時転用については例外となっておりますので、許可の対象となります。一般基準につきましては、既に建設済みではありますが、区長、農会長の同意もあり、工事完了後は農地へ復元する確約書の提出もあることから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員の説明を求めます。
10番、北本農業委員。

北本委員： 失礼します。今朝ほど、早朝よりお時間等賜りまして誠にありがとうございます。この案件に関しましては、私どものところに連絡が入りましたのが、ちょっと事務所が建ってしまってからのお話でございまして、私もすぐその内容を確認し、行ったんですが、その後、この提出をしていただいているような状況でございまして。場所は、29ページ、真ん中よりちょっと上のほうに、赤でちょっと塗り潰したようなところがあるかと思えます。ここが現地でございます。それとあと、ちょっと見にくいんでね、32ページ、白塗りのほうであるかと思えますが、ここに農地として田んぼが、赤で薄く斜線が引いてあるかと思えます。この部分が該当する農地でございます。まず、県道の僅か何メートルか入ったところでございます。あと、この道路から行きますと、手前の上向きにちょっと上がってる部分が餅耕地に入る道でございます。したがって、県道と餅耕地に入るこの三角の部分が該当地域でございます。この内容は、先ほども説明がありましたけど、急傾斜の崩落を防止するための現場事務所ということで、結構大きなものを建てておられます。右側にある写真を見ていただいたら分かると思えますが、そういうようなことでやっておられます。大体1年3か月、15か月でしたかね、確かそういうふうに記憶してはるんですが、いずれにせよ、3年以内には間違いなく元には戻すという話なんで、その期間がここには出てませんが、確か15か月というようなことで話を聞いとりますので、その3年以内には間違いありません。そういうことで、御協議賜りたいと、こういうふうに思えます。よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。地元委員の言われたとおりなんですけども、現地確認に行かせてもらったときに、工事というか、事務所の方に聞いたら、これ、2月の下旬ぐらいに工事をしたらしいです。そして、事後報告なんですけども、3月早めに分かって、地元委員の方がふだんから関心を持って農地を見ていただい

たと思います。それで、こういう状態で、事後報告ですけども早めに分かって、申請が出たと思います。よろしくをお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
17番、藤原隆弘推進委員。

藤原隆弘委員： 17番、藤原です。今日行って見てきたんですけども、もう既に盛り土をして、事務所も建っております、場所は、県道から餅耕地に入る入り口付近なんですけども、申請していないということで、農業委員会の事務局からや農業委員さんからもちょっと申入れをしてもらったそうであります。そういう点は考慮していただきまして、何とぞ審議のほうよろしくをお願いします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
6番、奥藤委員。

奥藤委員： これ、15か月で、3年という期限があるんですけども、それ切れた後、誰が、確認できるのかな。市が確認する、それとも農業委員が立ち会います。

事務局： 事業完了後の報告ということで、これは一時転用に限らずなんですけども、事業が完了したら県に報告しないといけないっていうことになっておりますので、どんな転用であっても完了報告書を出していただくことになっております。その完了報告書で確認はさせていただくことになります。

奥藤委員： 書類だけ出て、ほったらかしいうことはないんか。

事務局： 現場の写真を必ずつけていただいて、不審な点があれば見に行くというような形で、これで間違いありませんということで報告はいただきます。

奥藤委員： それは分かるんだけど、それは市がするんか、それとも県がするんか。

事務局： 現場の確認は事務局がします。

奥藤委員： 分かりました。

事務局： ちょっと補足なんですけど、今日、現場事務所の担当の者もおりましたんで、期限が令和5年7月31日までになってますんで、必ず終わったら農業委員会のほうに報告っていうことも伝えてますんで、また農地パトロールなり、担当の

委員さんにはその辺あたり確実に興味を持っていただき、確認をしてもらおうと思っています。以上です。

議長： ほかにはありませんか。
5番、大谷農業委員。

大谷委員： ちょっと直接これ関係ないんですけど、県が許可したことが、いつ許可になったのかどうかというようなこと、私ら委員には何も来ませんのでね、そういうことはやっぱり知らせるほうがいいのかなと、委員にはね。それがあれば私らも現地確認しますし、まず最初にやっぱり、そういう田んぼのほうを工事されたら、まず発見する、回るということが大事ではないかと思ってはおります。ひとつよろしくをお願いします。

事務局： では、定期的に一覧表のようなもので、今の状況はこうですというのを準備させていただくことにさせていただきます。

議長： ほかにはございませんか。
西谷農業委員。

西谷委員： 地区の農業委員や、それから、推進委員の指導があったというようなことが先ほど報告あったんですが、そういうことがなければまだ無断で、今後もそういう申請をされることがなかったのか、いわゆる指導というのは、早く言うと、今回の業者は、これまで数回こういうことがあるんですけど、これを見つけて、農業委員、推進委員が、申請しなければあかんとやったから出したということではないんですか。

事務局： 今回の件についてはそういうことになっておりますので、ただ、2回目以降、短期間にこういうことをするというのは、会社の情報共有に問題があると思われましたので、このようなことがないようにということと、今後の情報共有をどうするのかということをも十分気をつけてほしいと指導をしてきたということでございます。

議長： ほかにはございませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第100号の1番を採決いたします。
本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

報告事項に入ります。

報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 35ページです。報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町坂本の土地1筆で、46平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡人は八鹿町坂本の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月の14日、許可日が2月24日となっております。

2番、八鹿町坂本の土地1筆で、85平方メートルです。譲受人が八鹿町坂本の方で、譲渡人が八鹿町坂本の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月14日で、許可日が2月24日となっています。

3番、鉄屋米地の土地1筆で、349平方メートルです。譲受人が岐阜県瑞浪市の方で、譲渡人が大塚の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が2月28日で、許可日が3月8日となっています。空き家に附属する農地制度を活用されています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は大坪の土地1筆で、面積が92平方メートルです。申請人は大阪市東淀川区の方です。取得した日が令和3年9月14日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請の場所は堀畑の土地1筆で、面積が330平方メートルです。申請人は朝来市和田山町の方です。取得した日が令和3年12月5日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は大藪のほか合計8筆あります。面積が4,686平方メートル

です。申請人は蕨崎の方です。取得した日が令和3年10月5日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。こちら詳細は、別紙1、37ページのとおりです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第30回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 敏

署名委員 小 根 達 夫

署名委員 藤 原 義 孝